

匠の技トライアルワーク事業 実施要領

1 事業の目的

本事業は、手仕事産業における熟練した技能を有する職人の指導のもと、津山市への移住定住希望者に、津山地域の希少かつ貴重な手仕事に関する技術、技能、実務経験などの匠の技を付与し、津山市に定住して活躍する手仕事職人を確保・育成することを目的とする。

2 事業の概要

(1) 事業の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

(2) 委託先

以下の条件を全て満たす事業者を対象とする。

- ① 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者等であって、市内に事務所または事業所を有し、かつ、技術を習得する現場を有していること。
- ② 手仕事に関する業界(刃物、茅葺き、縫製、和菓子、紙漉き、木工技術、竹細工など)であり、熟練した技能を有する職人の指導のもと技術を伝承することができること。
※手仕事とは、大量生産ではなく、主に手作業によって一つひとつの製品・商品を製造・加工する仕事とする。
- ③ 高齢等の理由により、事業を停止または廃止した場合、今後将来にわたり、津山地域から熟練した技能がなくなる可能性があること。
- ④ 市内に同業種が数社程度しかないこと。
- ⑤ 市が実施する公募により、選定された事業者であること。

(3) 委託の概要

① 委託内容

津山市への移住定住希望者を新たに雇用し、受託した事業者の熟練した技能を有する職人から津山地域の希少かつ貴重な手仕事に関する技術、技能、実務経験などの匠の技を付与し、津山市への定住につなげる。

② 委託期間

契約日より年度末まで。ただし予算確保を条件に、2 年間を限度とする。(契約は単年度)

③ 対象雇用者

対象雇用者は、1 受託事業者あたり 1 人までとする。

④ 条件

- ・熟練した技能を有する職人の指導のもと訓練を実施すること。
- ・委託業務の実施にあたっては、事前に職場見学によってマッチングに努めるものとする。

3 事業の実施方法

- (1) 事業を実施しようとする事業者は、企画提案書(様式第 1 号)を津山市産業経済部仕事・移住支援室(以下、「仕事・移住支援室」という。)に提出する。(「5 委託者の公募について」を参照のこと。)
- (2) 仕事・移住支援室は、(1)による申込みがあったときは、内容を審査のうえ、事業者を決定し、その結果を通知する。
- (3) (2)による通知を受けた事業者は、仕事・移住支援室と連携し広く津山市への移住希望者の募集を行うものとする。
- (4) (3)の事業者が面接等を行った結果、雇用契約を締結するに至ったときは、受託申請書(様式第 2 号)に事業計画書(様式第 3 号)、訓練計画書(様式第 4 号)、その他関係書類を添えて、仕事・移住支援室に提出する。

- (5) 仕事・移住支援室は、(4)の申請書を適当と認めたときは、当該事業者との間で委託契約(様式第5号)を締結するものとする。ただし、委託契約は(4)の申請書の認定順に締結するものとし、その実施は予算の範囲内とする。
- (6) (5)により事業を受託した事業者(以下「受託事業者」という。)は、雇用契約を締結した津山市への移住希望者(以下「匠見習い職人」という。)に対し、ものづくりの業務に従事させるとともに、熟練した技能を有する職人による指導を実施する。
- (7) 匠見習い職人の勤務時間、休憩時間、休暇、その他の労働条件については、法令及び受託事業者における就業規則等(以下「就業規則等」という。)によるものとする。

4 委託業務に要する経費及び支払い

- (1) 仕事・移住支援室は、予算の範囲内で、この事業の実施に要する匠見習い職人一人当たりの費用として以下に掲げる経費を受託事業者に支払う。
 - ア. 指導料：月額18万5千円以内
 - イ. 上記アに係る消費税及び地方消費税に相当する額。
- (2) 委託費は委託契約書の定めるところにより概算払することができる。

5 委託者の公募について

- (1) 公募期間
平成31年4月1日から平成31年6月28日まで
- (2) 応募方法
事業を実施しようとする事業者は、企画提案書(様式第1号)を仕事・移住支援室に提出すること。
- (3) 選定方法
仕事・移住支援室は、提出された企画提案書をもとに、「2(2)委託先」に記載する条件に該当するかどうかを審査し、5者を目途に選定する。
- (4) その他
公募期間中に委託事業の実施が予算上限に達した場合は、公募を終了する。

6 事業報告及び委託費の取扱い

- (1) 受託事業者は、実績報告書(様式第6号)及び収支精算書(様式第7号)を作成し、委託事業終了後30日以内又は年度末いずれか早い日までに仕事・移住支援室へ提出するものとする。
 - 実績報告書には、出勤簿、労働者名簿、雇用契約書及び訓練日誌を添付するものとする。
 - また、収支精算書には、貸金台帳、その他各種必要書類を添付するものとする。
- (2) 匠見習い職人が離職した場合又は提出した事業計画等を変更する必要がある場合は、速やかに津山市仕事・移住支援室に報告し、その指示を受けるものとする。
 - なお、匠見習い職人が離職した場合の委託費の取扱いについては、実際に支弁した費用及び支弁すべき費用を委託費とし、概算払額がその額を超過している場合は、残余の額を津山市仕事・移住支援室に返還するものとする。
- (3) 委託経費の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して適当な帳簿を用いて整理し、使途を明らかにしておくものとする。
- (4) 採用関係書類や労働関係書類等、会計帳簿等の関係書類については、最低5年間は保管しておくものとする。

7 その他

- (1) 受託事業者は、匠見習い職人について法令の定めるところにより、労働保険(雇用保険、労災

保険等)に加入しなければならない。

- (2) 委託費の支給事由と同一の事由による各種助成金(国が実施するもの及び国が他の団体等に委託して実施するものを含む。)との併給はできないものとする。
- (3) 仕事・移住支援室は、委託期間中において、対象者の状況を把握するため必要があるときは、担当職員に受託事業者を訪問させ、適切な指導援助を行うものとする。
- (4) この事業を実施するにあたって発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費については、受託事業者が負担するものとする。ただし、その損害が仕事・移住支援室の責めに帰する事由においては、その損害のために生じた経費は、仕事・移住支援室が負担するものとする。
- (5) 受託事業者は、原則として事業終了後も匠見習い職人への継続的な技術指導を行うものとし、やむを得ない事情で指導できない場合は、あらかじめ仕事・移住支援室に相談するものとする。
- (6) この実施要領に定めのない事項については、受託事業者と仕事・移住支援室が必要に応じて協議するものとする。

(様式第1号)

平成 年 月 日

津山市長 谷 口 圭 三 殿

匠の技トライアルワーク事業 企画提案書

事業所名:

所在地:

代表者職氏名:

印

(担当者):

(連絡先):

1 受託事業を実施する事業者

事業者名	
所在地	

2 付与する技術の内容

技術名	
詳細	※津山地域における希少性・貴重性・独自性等を踏まえて記載すること

3 対象雇用者（津山市への移住希望者）の希望内容

人数	1名
職種・担当業務	
雇用期間	
就業場所	

4 対象雇用者（津山市への移住希望者）との事前マッチングの有無

職場体験実習 の有無	有（内容： _____）
	無 _____ 実施の予定の有無 _____ 有 ・ 無

5 人材育成体制

責任者の 職・氏名	
指導者の 職・氏名	
技能資格等	(記載例)1級造園技能士

6 委託（雇用）期間終了後の対象雇用者の処遇（見込み）

--

7 人材育成の計画

訓練目標 (具体的に)	(記載例)造園工事における業務全体を理解し、現場への材料の搬入・搬出作業、工事、品質・工程・安全・資機材の確認作業、造園工事で施工された造園や樹木等を適切な状態に保つための作業に必要な基本的な知識や技能を習得する。
仕上がり像	(記載例)造園工事の施工補助及び庭園や樹木等の維持管理補助ができる。
実務を通じた 人材育成方法 (注)	(記載例)現場準備作業、植栽作業、造園作業、樹木・植物管理作業、安全衛生作業
実務以外の 人材育成方法 (注)	(記載例)職業能力基礎講習、造園一般、施工管理概論、安全衛生

(注) 育成方法の内容やスケジュールなど具体的に記入

8 本事業に類する事業の実施実績（実績がある場合に記入）

※自己資金以外での後継者育成の実績について、人数、期間等が分かるように記入してください。

対象事業名（実施年度）	
実施人数	
実施内容	
新規雇用者を現在も継続雇用しているか	
現在、継続雇用していない者が ある場合、その理由	

9 企画提案者に関する情報

※提案者が個人の場合は必要箇所のみを記入してください。

従業員数	
設立年月日	年 月 日
資本金	円
売上高	円（ 年 月期）
経常利益	円（ 年 月期）
事業内容	

(様式第2号)

平成 年 月 日

津山市長
谷口圭三様

事業者名

所在地

代表者

印

匠の技トライアルワーク実施業務受託申請書

匠の技トライアルワーク実施業務を下記のとおり受託したいので申請します。

記

- 1 事業計画書
- 2 訓練計画書

事業者担当者 氏名
電話
FAX
E-MAIL

(様式第3号)

匠の技トライアルワーク事業 事業計画書

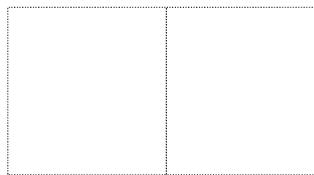
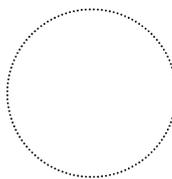
事業所	
名称	
所在地	
代表者職・氏名	
担当者職・氏名	
担当者連絡先	
匠見習い職人	
氏名	
生年月日・年齢	年 月 日 (開始日現在の年齢 歳)
訓練	
期間	年 月 日～ 年 月 日
匠見習い職人の勤務時間・処遇等	
勤務時間	時 分 ～ 時 分 (時間)
月額給与	基本給 円
※社会保険料等は別添	諸手当 円 (内訳)
訓練終了後の処遇	

(様式第4号)

匠の技トライアルワーク事業 訓練計画書

訓練名				
匠見習い職人が担当する職種・担当業務				
訓練目標				
仕上がり像				
訓練期間	年 月 日～ 年 月 日	訓練時間	時間	
責任者職・氏名				
指導者職・氏名				
指導者の技能資格				
匠見習い職人の氏名		生年月日	年 月 日	
		開始時年齢	歳	
訓練カリキュラム (訓練名「 _____ 」)				
	項 目	内 容	場 所	時 間
訓 練 内 容	実 習 等			
訓 練 内 容	座 学 等			
実 習 時 間		座 学 時 間	訓練時間総合計	時 間

(様式第 5 号)



業務委託契約書

1 委託業務の名称	匠の技トライアルワーク事業業務委託
2 委託業務の場所	
3 委託契約の期間	契約日から平成 年 月 日まで
4 契約金額	円 (うち取引に係る消費税 円)
5 契約保証金	津山市契約規則第 3 5 条第 1 項第 7 号に基づき免除

上記の委託業務について、委託者と受託者は、別添の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、委託者及び受託者が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

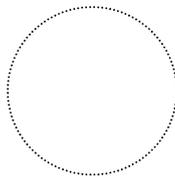
委託者 津山市山北 5 2 0 番地
津山市
津山市長



受託者 住 所

氏 名





業務委託約款

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、別添の「匠の技トライアルワーク事業 実施要領」及び「事業計画書」、「訓練計画書」に従い、津山市契約規則（平成6年津山市規則第5号）及び関係法令等を遵守し、本契約を履行しなければならない。

2 前項の「匠の技トライアルワーク事業 実施要領」及び「事業計画書」、「訓練計画書」に明記されていない仕様については、委託者と受託者で協議して定めるものとする。

3 受託者は、契約書記載の委託業務（以下「業務」という。）を契約書記載の委託契約の期間（以下「履行期間」という。）内に履行するものとし、委託者は、その契約金額を支払うものとする。

(契約の保証)

第2条 契約保証金は、免除する。

(権利義務の譲渡)

第3条 受託者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、書面で委託者の承認を得たときは、この限りでない。

2 委託者は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容を変更することができる。

(再委託の禁止)

第4条 受託者は、委託の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承認を得たときはその限りではない。

(委託業務の調査等)

第5条 委託者は、必要と認めるときには、受託者に対して委託業務の処理状況を調査し、又は報告を求めることができる。

(委託業務の変更等)

第6条 委託者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は履行期限を変更する必要があるときは、委託者と受託者が協議して書面により定める。

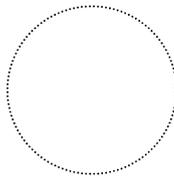
2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は委託者と受託者が協議し定める。

(履行期限の延長)

第7条 受託者は、その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託業務が完了することができないことが明らかとなったときは、委託者に対して遅滞なく、その理由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合の延長日数は、委託者と受託者で協議し定める。

(損害のため必要を生じた経費の負担)

第8条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰する事由



による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、委託者が負担するものとし、その額は委託者と受託者が協議し定める。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第9条 受託者の責めに帰する事由により、履行期限までに委託業務が完了することができない場合において、委託者が認める期間内に完了する見込みがあるときは、委託者は、遅延料を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の遅延料は、延長日数1日につき業務委託料の1,000分の2以内の額とする。

(検査及び引渡し)

第10条 受託者は、業務委託を完了したときは、遅滞なく委託者に対してその旨を通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に成果品等についての検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、手直し又は成果品について補正を命ぜられたときは、受託者は遅滞なく当該手直し又は補正を行い、委託者に手直し完了を通知の上、再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項を準用する。

4 受託者は、検査に合格したときは、遅滞なく、当該成果品等を委託者へ引き渡すものとする。

(委託料の支払い)

第11条 受託者は前条の規定による検査に合格したときは、委託者に対して適正な書類をもって委託金額の支払いを請求するものとする。

2 委託者は、前項の支払い請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(概算払)

第12条 前条の規定にかかわらず、委託者は、必要と認めるときは、委託料の全部又は一部を前金払いすることがある。

2 受託者は、前金払いを受けようとするときは、委託料概算払請求書により請求するものとする。

(精算)

第13条 委託料の精算にあたり、精算額が委託金額を下回った場合は、精算額を委託料の額とする。

2 前項の場合、受託者は委託者に対し、概算払の額と精算払との差額を委託者の指定する日までに返納するものとする。また、委託料により直接的に発生した収入があるときには、委託者は受託者に対し、返還を命じることができる。

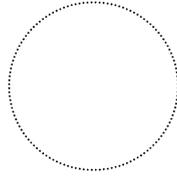
3 委託事業の総額が、契約金額を超えるときには、その差額については、受託者が負担する。

(違約金)

第14条 受託者の責めに帰すべき事由により、委託者が契約を解除したときは、受託者は委託金額の10分の1を違約金として委託者の指定する期限までに納付しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。



2 受託者は、成果品（委託業務の履行過程において得られた記録等も含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承認を得たときは、この限りではない。

（解除権の行使事由）

第16条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (4) 第3項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (5) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又は契約を締結する支店若しくは事務所の代表者を言う。以下この号において同じ。）が津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号。以下「排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に危害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

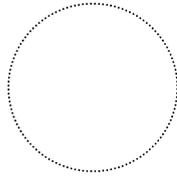
ヘ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用しているとき。

ト 暴力団員を雇用・使用していた場合（へに該当する場合を除く。）に委託者が受託者に対して当該被雇用（使用）者の解雇を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

チ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからへまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結をしたと認められるとき。

リ 受託者が、イからへまでのいずれかに該当するものを再委託契約その他の契約相手方としていた場合（チに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

2 前項に規定する場合のほか、委託者は、業務が完了するまでの間、必要がある場合は、この契約を解除することができる。



- 3 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 第6条の規定により委託内容を変更したため、委託料が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第6条の規定による委託業務の一時中止期間が履行期間の3分の2（履行期間の10分の5が6月を超えるときは6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能になったとき。
- (解除の効果)

第17条 前条の規定により、この契約が解除された場合には、第1条に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。

- 2 委託者は、前項の規定にかかわらず、前条の規定によりこの契約が解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、委託者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相当する委託料（以下この条及び次条において「既履行部分委託料」という。）を受託者に支払わなければならない。
- 3 前項の既履行部分委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。
- 4 前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期限までに支払わなければならない。
- 5 前条第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第2条第1項に定める契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。
- 6 委託者は、前条第2項又は第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、これにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、委託者と受託者が協議して定める。

(解除に伴う措置)

第18条 受託者は、第16条の規定によりこの契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項に規定する措置の期限、方法等については、この契約の解除が第16条第1項によるときは委託者が定め、同条第2項又は第3項の規定によるときは受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとする。

(契約外の事項)

第19条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して定めるものとする。

(様式第6号)

平成 年 月 日

津山市長
谷口圭三様

事業者名

所在地

代表者

印

匠の技トライアルワーク実施業務実績報告書

匠の技トライアルワーク実施業務の業務実績を下記のとおり報告します。

記

- 1 出勤簿
- 2 労働者名簿
- 3 雇用契約書
- 4 訓練日誌

事業者担当者 氏名
電話
FAX
E-MAIL

(様式第7号)

平成 年 月 日

津山市長

谷口圭三様

事業者名

所在地

代表者

印

匠の技トライアルワーク実施業務収支精算書

匠の技トライアルワーク事業の収支精算を下記のとおり報告します。

記

1 精算報告

(1) 委託契約額	金	,	,	円也
(2) 収入額 (市からの交付額)	金	,	,	円也
(3) 支出額	金	,	,	円也
(4) 差引額 ((2) - (3))	金	,	,	円也
(5) 雑収入 (預金利息等)	金	,	,	円也
(6) 返還額 ((4) + (5))	金	,	,	円也

2 添付資料

・賃金台帳

事業者担当者 氏名
電話
FAX
E-MAIL